

令和7年度
コーディネーター設置事業（補助事業）
※起業家による空き家活用事業
【募集要項】

- 申請書類の提出方法及び期間
（提出方法1）電子メールでの提出
S0000474@section.metro.tokyo.jp

（提出方法2）郵送での提出
申請書類を下記提出先へ郵送してください。
申請期間：令和7年4月3日(木)～同月25日(金)（必着）
※簡易書留、レターパック等配達記録が残る方法で送付してください。
- 申請書類の提出先及び問い合わせ先
〒163—8001 新宿区西新宿 2—8—1 東京都庁第一本庁舎 20 階中央
東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 創業支援担当
TEL：03—5320—4763(直通)

目次

1	事業概要	- 1 -
2	申請資格者	- 1 -
3	コーディネーターが行う事業内容	- 2 -
4	補助金について	- 2 -
5	補助限度額、補助対象期間.....	- 2 -
6	スケジュール	- 3 -
7	申請の手続き	- 3 -
8	審査.....	- 4 -
9	補助金交付決定	- 4 -
10	補助金の支払い	- 4 -
11	交付決定後の事業計画の変更・中止（廃止）について.....	- 4 -
12	補助事業者の義務等	- 4 -
13	補助金の交付決定の取消し・補助金の返還	- 5 -
14	その他.....	- 5 -
15	問い合わせ先	- 5 -
別表 1	申請書類一覧	- 6 -
別表 2	審査基準	- 7 -

1 事業概要

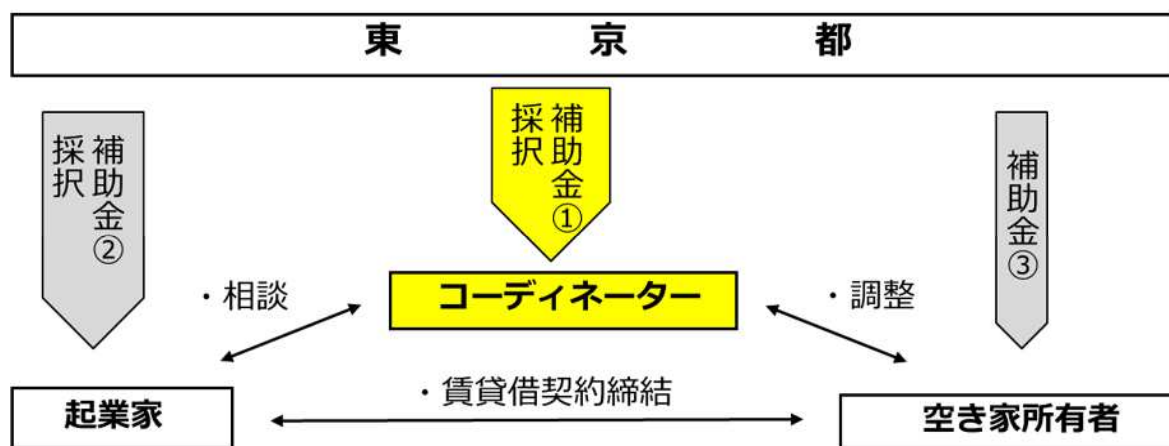
都内に空き家は令和5年時点で約90万戸あり、地域の治安悪化の原因や、大型地震等で倒壊の可能性があるなど、社会問題となっています。

こうした背景を踏まえ、東京都では空き家（※）を活用した事業プランを考える起業家を後押しし、新たな空き家の利活用事例を創出していくこととなりました。

そこで、起業家が空き家を活用した事業プランを実施することが出来る物件を探す際等の、相談窓口の役割を担うコーディネーターを民間事業者から募集します。募集後、審査を行い、採択された事業者には実施に掛かる経費の一部を補助します。

※戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む）のみが対象となります。

（概要図）



2 申請資格者

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に基づく宅地建物取引業の免許を有する法人とする。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営む者
- (4) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営む者
- (5) 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税等を滞納している者
- (6) 過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等から助成・補助を受け、不正等の事故を起こした者
- (7) 会社更生法又は民事再生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者
- (8) 事業の実施にあたって必要な許認可を取得せず、関係法令を遵守しない者
- (9) その他、東京都が適切でないと判断する者

3 コーディネーターが行う事業内容

コーディネーターは、都内の空き家（戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む））に関する次に掲げる事項を行います。

- (1) 無料の相談窓口を東京都内に設置し、相談員を配置すること。

なお、相談窓口の設置は、原則として交付決定日のおよそ2週間後から令和8年3月中旬頃までとする。最終的な相談窓口の開始日及び終了日については、都と協議の上、決定します。

- (2) 起業家が空き家を活用した事業プランに適した空き家物件を探す際の相談に誠実かつ適切に対応すること。
- (3) 前項の相談内容に適した空き家物件の紹介を行うこと。
- (4) 紹介した空き家の所有者等と起業家間の賃貸借契約等の締結に向けた各種調整を行うこと。

なお、賃貸借等の契約が成立した場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条に基づく報酬を起業家から受け取ることは差支えありません。

- (5) 起業家から事業計画の相談を受けた際の相談対応
- (6) 起業家からの相談内容を報告書に取りまとめ、東京都に提出すること。報告書は四半期毎に提出する必要があります。（添付書類含む。）

4 補助金について

コーディネーターが行った相談対応等に関する報告書に対し、都が補助金を交付します。補助金は、知事が適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付します。なお、補助金の交付対象となる報告書は以下の要件を全て満たすものになります。ただし、以下の要件を満たす場合でも記載内容量が極端に少ない場合や正確性を欠く場合などは、報告書として認められないことがありますので御注意ください。

- (1) 別紙1の様式に基づく報告書であること。ただし、必要に応じてその他の書類を添付することを妨げるものではありません。
- (2) 戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む）の空き家に関する相談であること。
- (3) 紹介した空き家物件が「概ね1か月以上の使用実績が無い戸建て住宅」であること。
また、上記を証明する書類が添付されていること。

- 2 報告書1件あたりの単価は次のとおりです。なお、紹介した空き家1件あたりで報告書を作成するものとし、同一案件について(1)から(3)を重複して交付するものではありません。

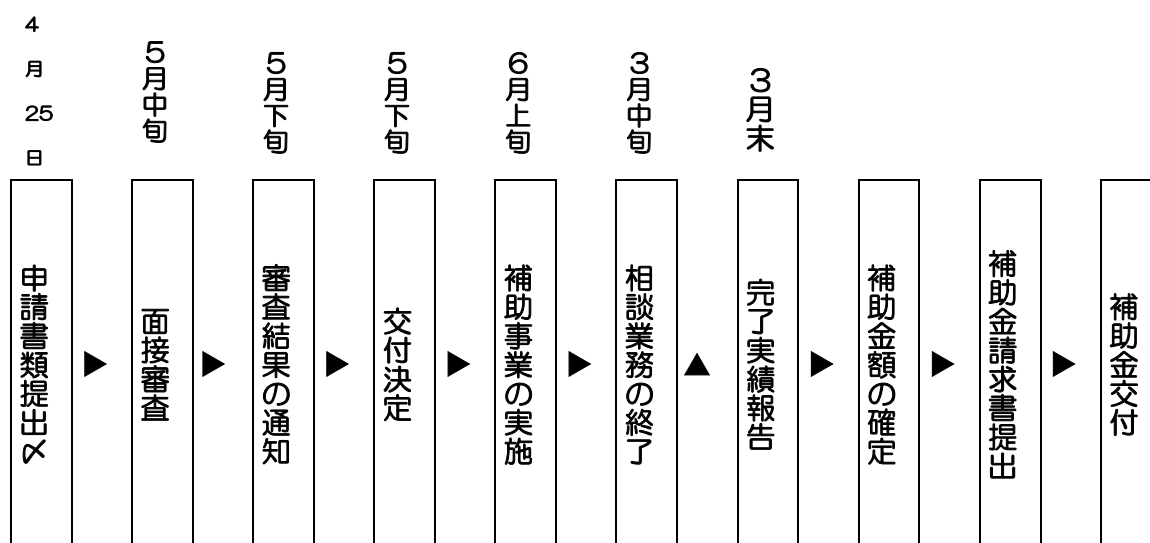
（例：賃貸借契約を締結した場合、(1)が対象となり、(2)(3)の重複の交付はしない。）

- (1) 起業家からの相談内容に適した空き家物件を紹介し、起業家と所有者等との間で賃貸借契約を締結するなど、起業家が空き家を活用することが確定または確定する見込みであるもの。報告書1件あたり、100,000円とする。
- (2) 起業家からの相談内容に適した空き家物件を紹介し、起業家と所有者等の仲介、調整を行ったが賃貸借契約等の締結まで至らなかった、かつ、起業家からの事業計画に対する相談対応を行ったもの。報告書1件あたり、50,000円とする。
- (3) 起業家からの相談内容に適した空き家物件を紹介し、起業家と所有者等の仲介、調整を行ったもの。報告書1件あたり、25,000円とする。

5 補助限度額、補助対象期間

- (1) 補助限度額は、1コーディネーターあたり1,000,000円となります。
- (2) 補助対象期間は、交付決定の日から令和7年度末までです。

6 スケジュール



※ 上記日程は、変更になることがあります。

7 申請の手続き

(1) 申請書提出方法

① 電子メールでの提出

S0000474@section.metro.tokyo.jp

② 郵送での提出

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階中央

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 創業支援担当

TEL 03-5320-4763(直通)、内線 36-576

※簡易書留、レターパック等配達記録が残る方法で送付してください。

(2) 申請書提出期間

令和7年4月3日(木)から同月25日(金)まで(必着)

(3) 提出書類

別表1 申請書類一覧のとおり。

《注意事項》

※提出部数 1部

※提出書類は A4サイズで統一してください。

※審査にあたり、白黒でコピーを取りますので、資料は白黒でも判別できるものとしてください。

※郵送の場合、ステーブル留めやファイリングをせず、クリップ留めにして提出してください。

(6) 申請書様式のダウンロード

以下のアドレスよりダウンロードしてください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/sougyou/akiya/>

(東京都産業労働局商工部 起業家による空き家活用事業HP)

8 審査

令和7年5月中旬に面接審査を行い、補助事業者を決定します。審査結果については、全ての申請者に対し書面にて通知します。

- (1) 面接審査では、申請者との面接に基づいて、別表2審査基準の観点から審査を行います。
- (2) 面接審査の結果を基に補助事業者を決定します。なお、5社程度採択する予定です。

9 補助金交付決定

- (1) 審査結果は、申請者すべてに対し書面にて通知します（5月下旬頃）。交付決定を受けた補助事業者は、コーディネーターとして2週間後を目途に起業家からの相談に応じられるように準備を進めて頂きます。

なお、審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。予め、御了承下さい。

- (2) 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (3) 審査の結果、補助金交付申請額と、補助金交付予定額が異なる場合があります。
- (4) 補助金交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出及び完了検査後に、補助金の額を確定します。なお、補助金のお支払いは、確定後になります。

10 補助金の支払い

- (1) 完了実績報告書は、事業が完了した日から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。提出された実績報告書に基づき、職員等が補助事業の実施状況などについて検査を行います。
- (2) 実績報告書の審査及び完了検査の結果、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときに補助金の交付額を確定し、確定通知書により通知します。
- (3) 補助金額の確定通知を受けた後、請求書を提出してください。請求書には印鑑登録された法人印の押印が必要です。補助金は、請求書が提出された後に補助事業者が指定する金融機関に振込みいたします。

11 交付決定後の事業計画の変更・中止（廃止）について

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとする場合又は、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更の承認を受けなければなりません。
なお、変更の承認に際し必要に応じて条件を付す場合があります。
- (2) 補助事業者の名称、所在地、代表者を変更する場合は、その内容を届け出なければなりません。

12 補助事業者の義務等

- (1) 交付決定を受けた事業計画の進捗状況確認のため、東京都が補助事業者に対して報告を求め、又は各種調査を行う場合があります。
- (2) 前項の報告及び調査により、交付決定を受けた事業計画が決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って交付決定を受けた事業計画を遂行するよう東京都が指示する場合があります。
- (3) 交付決定を受けた事業計画については、企業名、連絡先等について公表いたします。

また、補助事業終了後、事業の成果について、必要に応じて補助事業者に発表させることがあります。

1 3 補助金の交付決定の取消し・補助金の返還

次に掲げるいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- (4) 過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する助成・補助事業に関して、不正等の事故を起こしたことが判明したとき。
- (5) 知事が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断したとき。
- (6) 知事が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でない業態と判断したとき。
- (7) その他、都が補助事業として又は補助金の交付先として不適切と判断したとき。

1 4 その他

- (1) 提出書類は返却しません。必要に応じて、都から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- (2) 申請書提出後の加筆・修正等はできません。
- (3) 担当者連絡票は、記載内容の説明が可能な方の連絡先を記入してください。
- (4) 面接審査時等において、ボイスレコーダーやカメラ等により記録をとることはご遠慮ください。
- (5) 申請書類、資料の作成及び提出に要する経費等、申請に係る経費は、全て申請者の負担となります。
- (6) 申請書が提出期限までに到着しなかった場合、申請は認められません。

1 5 問い合わせ先

本募集に関する問い合わせは以下へお願いいたします。

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 20 階中央

T E L 03-5320-4763(直通)

別表 1 申請書類一覧

◎ 申請にあたり、注意事項を必読の上、下記の書類提出をお願いします。提出いただいた申請書及び関係書類は、選定の可否に関わらず返却しませんので、ご了承ください。

NO	必 要 書 類	備 考	部 数	チエック 欄
1	交付申請書	指定様式	1 部	☐
2	事業計画書	指定様式		☐
3	誓約書	指定様式		☐
4	定款・寄附行為又はこれらに類するもの			☐
5	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）			☐
6	印鑑証明書			☐
7	所管税務署発行の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 （納税証明書 3 の 3）（免税事業者については納税証明書（その 1））	最新のもの		☐
8	都税事務所発行の法人事業税及び法人県民税の納税証明書 （都外の法人の場合は県税事務所発行の法人事業税及び法人県民税 の納税証明書）	最新のもの		☐
9	税務署へ提出した法人税確定申告書の写し （①別表一～十六、②決算報告書 等全て） ※税務署受付印のあるものをご提出ください。電子申告を利用し た場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付 結果（受信通知）を出力したものをご提出ください。	直近 2 営業期分		☐
10	会社又は団体等の概要			☐
11	宅地建物取引業法第 3 条に基づく宅地建物取引業の免許の写し			☐
12	担当者連絡票	指定書式		☐

別表２ 審査基準

評価項目	評点
1 本事業に対する運営方針	(計15点)
(1) 補助事業者として期待される役割を十分理解し、コーディネーターの設置目的に合致した明確かつ熱意ある方針を有しているか。	(5点)
(2) 本事業を運営する上で必要な実施人員体制が取られているか。	(10点)
2 事業内容に関すること	(計55点)
(1) 空き家相談に関する一定の対応実績があり、空き家に関する知識や経験などを有しているか。	(5点)
(2) 紹介可能な空き家物件（概ね1か月以上使用実績が無い戸建て住宅）を一定数保有しているか。	(10点)
(3) 空き家相談窓口の設置計画は、起業家からの相談を受けるに耐えうる具体的かつ効果的なものとなっているか。	(10点)
(4) 事業計画に関する相談対応実績があり、事業計画の相談を受けた場合、適切に対応ができるか	(10点)
(5) 起業家からの相談に対して適切に対応するための具体的かつ効果的な方策が提示されているか。	(15点)
(6) 事業スケジュールは適切なものとなっているか。	(5点)

※評点の合計点で6割に満たなかった者は不採択とする。

■概要	
相談年月日	年 月 日
相談者情報	会社名： 住所（区市町村まで）： 氏名： ふりがな： 連絡先：
相談に来たきっかけ	相談窓口を知った理由： 相談・活用のきっかけ：
相談者の空き家を活用した事業プランの内容	
相談者が探していた空き家の条件など	
空き家物件の紹介の有無	有 ・ 無 ※無の場合はその理由：
紹介した空き家の概要及び紹介理由	
所有者等との調整内容	
契約成立の有無	有 ・ 無 ※有の場合は、契約時に合意した条件などを記載してください。
契約成立に至った、もしくは、至らなかった理由	
事業計画に関する相談内容と実施した対応	

- 8 -

■紹介した空き家の基本情報

■空き家概要					
空き家の所在地	(都道府県名) (区市町村名)		丁目 番地 号		
用途地域					
所有者等の情報	・土地所有者 氏名： ふりがな： ・建物所有者 氏名： ふりがな： ・土地、建物所有者の関係性： ・その他：				
空き家になった経緯	☐ 相続 ・ ☐ 転居 (☐ 転勤 ・ ☐ 入院 ・ ☐ 施設入居)				
空き家期間					
建物概要	種類	☐ 戸建 ・ ☐ 共同 ・ ☐ 長屋 ・ ☐ 店舗併用 その他：			
	建築年	(☐ 明・ ☐ 大・ ☐ 昭・ ☐ 平) 年 月			
	面積	建築：	m ²	延床：	m ² 敷地 m ²
	構造			擁壁	☐ 有 ・ ☐ 無
	階数	地上 階	地下 階	接道	☐ 有 ・ ☐ 無
	状態	☐ 居住可能 ・ ☐ 居住不可			
	備考				
※その他：相談者と空き家所有者等との契約が成立した場合（可能な限り添付してください。）					
紹介前の写真			紹介後の写真（イメージ図など）		
【外観】			【外観】		
【内観】			【内観】		

※記載できない部分は別添可